

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 5 年 1 1 月 2 2 日 (水) 午前 9 時 3 0 分 開会 午前 1 0 時 1 6 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (9 人)	米谷 政久 今野 康敏 山田 昌紀
	川添 康大 大垣 真一 多田 巖
	安藤 玄一 萩原 鉄也 大山 学 (議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	岸 圭介
7 説 明 員 (3 人)	総務部長 (吉川 武士)
	総務部参事 (兼) 文書法制課長 (三河 秀行)
	文書法制課主幹 (兼) 文書法制係長 (天春 祐一)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 参事 (兼) 次長 主査
1 0 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

## 議 題 1 令和5年12月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【米谷政久議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長【大山学議員】 改めまして、おはようございます。12月定例会が始まります。今日の議運の内容は、いろいろ付託だったり等もありますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長【米谷政久議員】 次に、総務部長から執行者側の議案説明をお願いいたします。

○総務部長【吉川武士】 おはようございます。本日は11月28日火曜日に招集いたします伊勢原市議会12月定例会の市長提出議案等につきまして御説明をさせていただきます。

12月定例会に提出いたします議案等は、条例議案が5件、補正予算議案が5件、その他の議案が2件、報告案件が5件で、合計17件でございます。

初めに、条例5議案につきまして御説明申し上げます。議案書をお開きいただき、7ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第47号 伊勢原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

附属機関に関して、会議形態や審議事項等の観点から整理を行い、新たに附属機関に位置づけるものを追加するほか、所要の改正をするため、提案するものでございます。

8ページから12ページに改正条例案、13ページから19ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、21ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第48号 伊勢原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等を踏まえ、本市職員の給与並びに特別職員及び議会の議員の期末手当の額を改定するため、提案するものでございます。

22ページから31ページに改正条例案、32ページから42ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、43ページを御覧ください。

○議案第49号 伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、出産する被保険者等に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額するほか、所要の改正をするため、提案するものでございます。

44ページから46ページに改正条例案、47ページから50ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、51ページを御覧ください。

○議案第50号 伊勢原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

伊勢原大山インターチェンジ周辺地区地区計画区域内において適正な土地利用の規制及び誘導を図るため、提案するものでございます。

52ページから73ページに改正条例案、74ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、75ページを御覧ください。

○議案第51号 伊勢原市下水道条例の一部を改正する条例

物価高などによる支出の増加により、安定した下水道サービスを継続的に提供することが困難となるおそれがあることから、収支均衡を図る増収施策として下水道使用料の額を改正するため、提案するものでございます。

76ページ、77ページに改正条例案、78ページ、79ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、補正予算5議案について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算及び予算説明書をお開きいただき、5ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第52号 令和5年度伊勢原市一般会計補正予算（第5号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に6億3542万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を368億9971万3000円とするものでございます。内容につきましては、後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。第2条債務負担行為の補正及び第3条地方債の補正につきましても、後ほど御説明いたします。

初めに、職員人件費につきまして総括的に御説明いたします。各会計につきましても補正予算を提出させていただいておりますが、全会計の共通といたしまして、職員人件費の補正につきましては、4月の人事異動や年度途中の新規採用者の配置等に伴い、当初予算における科目別の配置職員に相違が生じたこと及び本年8月に出されました人事院勧告や神奈川県の人件委員会勧告等を踏まえた上で、本市の給与条例を改正することにより行うものでございます。また、あわせて、令和5年9月までの育児休業取得者、退職者の給与等について整理などを行うものでございます。

それでは、まず、歳入歳出予算の補正について、職員給与費及び退職手当組合負担金以外の歳出予算の補正内容を御説明いたします。28ページ、29ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明をいたします。

まず、2款総務費です。指定管理者電力等価格高騰対策緊急支援金交付事業費計上880万円は、物価高騰等の影響を受けている指定管理者に対して支援を行うものでございます。市民文化会館維持管理費追加1005万4000円は、市

民文化会館大ホールの引割幕が破損したほか、小ホールのステージスピーカーに不具合が生じたことから、修繕等に必要な経費を追加するものです。国県支出金等精算返納金追加1億6279万6000円は、感染症予防や障がい福祉、児童福祉の国県支出金について、令和4年度決算等に基づき精算するものでございます。

続いて、32ページ、33ページを御覧ください。3款民生費でございます。国民健康保険事業特別会計繰出金追加1303万5000円は、職員人件費の補正によるもののほか、制度改正に伴うシステム改修を行うものでございます。介護保険事業特別会計繰出金減285万1000円は、職員人件費の補正によるもののほか、令和4年度決算に基づく精算を行うものでございます。後期高齢者医療事業特別会計繰出金減11万4000円は、職員人件費の補正によるものです。障害者自立支援給付費追加9513万8000円は、利用者や利用量の増加等に伴い、不足を生じる見込みとなった扶助費を追加するものです。障害支援区分認定等事務費追加841万9000円は、令和6年度の報酬改定に伴うシステム改修を行うものです。小児医療費助成事業費追加4392万6000円は、インフルエンザの流行等に伴い、不足を生じる見込みとなった扶助費等を追加するものです。障害児通所支援事業費追加1億947万4000円は、利用者や利用量の増加等に伴い、不足を生じる見込みとなった扶助費を追加するものです。公立保育所運営管理費追加74万8000円は、企業版ふるさと納税を活用し、公立保育園砂場の改修及びエアコン設置を行うものです。教育・保育推進事業費追加1732万1000円は、給食材料費等の高騰の影響を受けている民間保育所等に対して支援を行うものです。比々多保育園管理運営事業費追加458万9000円は、企業版ふるさと納税を活用し、砂場を改修するほか、大型複合遊具を設置するものです。

続いて、34ページ、35ページを御覧ください。生活保護費追加1億1800万円は、入院費の増等により不足を生じる見込みとなった医療扶助費を追加するものです。

次に、4款衛生費です。新型コロナウイルス感染症対策医療機関支援事業費計上1516万円は、物価高騰の影響を受ける医療機関等を支援するものでございます。乳幼児健康診査事業費追加107万4000円は、企業版ふるさと納税を活用し、乳幼児健康診査で使用する机を購入するものでございます。

続きまして、40ページ、41ページを御覧ください。8款消防費でございます。消防団活動事業費追加700万円は、警戒・訓練等に係る出勤数の増等に伴い不足が見込まれるため、増額するものでございます。

次に、9款教育費でございます。小学校費の義務教育教材費追加55万円及び42ページ、43ページの中学校費の義務教育教材費追加61万円につきましては、企業版ふるさと納税を活用し、市内小中学校で使用する楽器を購入するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、22ページ、

23ページを御覧いただきたいと存じます。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、11款地方交付税です。普通交付税の決定に基づき、普通交付税を4477万8000円減額するものです。

次に、15款国庫支出金です。障害者自立支援給付費負担金追加4756万9000円は、障害者自立支援給付費追加の財源です。障害児通所支援給付費負担金追加5473万7000円は、障害児通所支援事業費追加の財源です。生活保護費負担金追加8850万円は、生活保護費追加の財源です。障害者総合支援事業費補助金計上423万7000円は、障害支援区分認定等事務費追加の財源です。こども政策推進事業費補助金計上135万円は、子ども・子育て支援事業計画の策定について、当初予算編成時に見込んでおりませんでした国庫補助金の採択により計上し、財源を変更するものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加4000万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の交付限度額のうち、今回補正計上した事業分について追加をするものでございます。

続きまして、24ページ、25ページを御覧ください。16款県支出金でございます。障害者自立支援給付費等負担金追加2378万4000円は、障害者自立支援給付費追加の財源です。障害児通所支援給付費負担金追加2736万8000円は、障害児通所支援事業費追加の財源です。小児医療費助成事業補助金追加698万3000円は、小児医療費助成事業費追加の財源でございます。

次に、18款寄附金でございます。企業版ふるさと納税寄附金追加700万円は、このたび企業版ふるさと納税を活用した寄附の申出がありましたことから、公立保育所運営管理費、比々多保育園管理運営事業費、乳幼児健康診査事業費及び小中学校の義務教育教材費追加の財源として活用するものでございます。

次に、19款繰入金です。介護保険事業特別会計繰入金追加9962万円は、令和4年度決算に基づき精算するものです。

続きまして、26ページ、27ページを御覧ください。財政調整基金繰入金減6億7234万2000円は、今回の補正予算により生じる一般財源の残余の整理を行うものです。

次に、20款繰越金です。前年度繰越金追加12億3736万3000円は、令和4年度決算における実質収支の予算未計上分を精算するものでございます。

次に、21款諸収入でございます。児童手当負担金過年度収入計上11万1000円、療育医療助成事業負担金過年度収入計上4万9000円、児童手当負担金過年度収入計上410万6000円、低所得者保険料軽減国庫負担金過年度収入計上37万3000円及び養育医療助成事業負担金過年度収入計上9万9000円は、児童福祉及び介護保険事業に係る国県支出金について、令和4年度決算に基づき精算するものでございます。

次に、22款市債でございます。臨時財政対策債減2億9070万円は、普通交付税算定の決定に基づき減額するものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたしますので、13ページ

を御覧いただきたいと存じます。第2表債務負担行為補正といたしまして、指定管理運営委託費は、令和7年4月に市障害福祉センター2施設について、また、令和6年4月に八幡谷戸ふれあいガーデンについて、指定管理者の更新を予定していることから、限度額を4億2634万5000円として債務負担行為を追加するものでございます。公用車借上料（議長車分）につきましては、令和6年度に更新を予定しております議長車について、エアコンの故障により、前倒しして新規車両を借り上げることから、限度額を482万1000円として債務負担行為を追加するものでございます。

続きまして、地方債の補正について御説明いたしますので、14ページ、15ページを御覧ください。第3表地方債補正は、市債の補正に伴い、臨時財政対策債の限度額を3億8960万円から9890万円に変更するものでございます。これによりまして、起債限度額の合計は14億1810万円から11億2740万円となります。

以上が、一般会計補正予算についての説明でございます。

続きまして、65ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第53号 令和5年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に1303万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を96億7403万5000円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、76ページ、77ページを御覧いただきたいと存じます。説明欄に沿って御説明をいたします。

初めに、1款総務費ですが、職員給与費を967万4000円、退職手当組合負担金を63万3000円増額するものです。一般管理費追加272万8000円は、産前産後期間の国民健康保険税を免除する制度の創設に伴うシステム改修費用でございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、74ページ、75ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明をいたします。

6款繰入金でございますが、職員給与費等繰入金追加1303万5000円は、職員給与費、退職手当組合負担金及び一般管理費追加に伴うものでございます。

続きまして、85ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第54号 令和5年度伊勢原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に3億8482万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を84億2382万3000円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、96ページ、97ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

初めに、1款総務費でございますが、職員給与費を319万4000円減、退職手当組合負担金を11万6000円増額するものでございます。

次に、4款基金積立金でございます。介護給付準備基金積立金追加1億5744万5000円は、令和4年度決算の確定に伴う精算によるものでございます。

次に、6款諸支出金でございます。償還金追加1億3083万6000円及び一般会計繰入金追加9962万円は、令和4年度決算の確定に伴う精算によるものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、94ページ、95ページをお開きください。説明欄に沿って御説明をいたします。

初めに、3款支払基金交付金でございます。過年度分介護給付費交付金追加77万5000円は、令和4年度決算に基づくものでございます。

次に、6款繰入金でございます。職員給与費等繰入金減307万8000円は、職員給与費等の補正に伴うものです。低所得者保険料軽減繰入金追加22万7000円は、令和4年度決算に基づくものでございます。

次に、7款繰越金でございます。前年度繰越金追加3億7989万9000円は、令和4年度における実質収支額のうち、予算に未計上の全額を計上するものでございます。

続きまして、107ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第55号 令和5年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額から11万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億1888万6000円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、118ページ、119ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明をいたします。

1款総務費は、職員給与費を8万5000円減額、退職手当組合負担金を2万9000円減額するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、116ページ、117ページを御覧ください。

2款繰入金です。事務費繰入金減11万4000円は、職員給与費及び退職手当組合負担金の減額に伴うものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、伊勢原市公共下水道事業会計補正予算及び予算説明書をお開きいただき、5ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第56号 令和5年度伊勢原市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条は総則としており、第2条からが補正の内容となっておりますので、第2条から御説明をさせていただきます。第2条収益的収入及び支出のうち、支出について、営業費用を1773万6000円増額するものでございます。第3条資本的収入及び支出は、支出について、建設改良費を1198万6000円減額するものでございます。また、補正に伴い、資本的収入が資本的支出に対して不足する額に変動が生じ、不足する額が7億6001万4000円となることから、当年度分損益勘定留保資金による補填額を減額するものでございます。第4条は

第2条及び第3条の職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の額を補正するものでございます。

18ページ、19ページを御覧ください。収益的収入及び支出について、収入の補正はありませんので、支出について御説明いたします。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第6目総係費について、人事異動等に伴い、1773万6000円を増額するものでございます。

続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。資本的収入及び支出について、収入の補正はありませんので、支出について御説明いたします。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第4目建設総務費につきまして、人事異動等に伴い、1198万6000円を減額するものでございます。

次に、8ページにお戻りください。8ページから17ページまでの各財務諸表でございますが、令和4年度決算の確定及び予算の補正に伴い、予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表等の修正をするものでございます。

以上が、補正予算議案についての説明でございます。

続きまして、その他の議案2議案につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただき、81ページを御覧いただきたいと存じます。

#### ○議案第57号 伊勢原市市民農園の指定管理者の指定について

10月23日に指定管理者候補者選定委員会を開催し、伊勢原市市民農園につきまして、株式会社ファクティブを指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

次に、83ページを御覧ください。

#### ○議案第58号 伊勢原市障害福祉センターの指定管理者の指定について

11月7日に指定管理者候補者選定委員会を開催し、すこやか園につきましては社会福祉法人至泉会を、地域作業所ドリームにつきましては社会福祉法人伊勢原市手をつなぐ育成会をそれぞれ指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

続きまして、報告案件5件につきまして御説明させていただきます。

85ページを御覧ください。

#### ○報告第13号 専決処分の報告について（伊勢原市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条例中に引用する条項等を整備する必要が生じたため、市長の専決事項の指定についてに基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

86ページに専決処分書、87ページに改正条例、88ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、89ページを御覧ください。

○報告第14号 専決処分の報告について（伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例中に引用する条項を整理する必要が生じたため、専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。

90ページに専決処分書、91ページに改正条例、92ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いをいたします。

次に、93ページを御覧ください。

○報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和5年6月6日に発生いたしました車両損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

事故の概要は、94ページを御覧ください。総務部職員が市役所公害棟前に前向きに駐車していた公用車を発車するために後進させたところ、公用車の右側後方が右側に駐車していた相手方車両左側後方に接触し、損傷を与えたものでございます。本件事故における過失割合は市側100%、相手方車両修理費に係る本市賠償額は10万3279円で、全額が本市加入の保険により補填されます。

次に、95ページを御覧ください。

○報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和5年9月18日に発生した車両損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、御報告するものでございます。

事故の概要は、96ページを御覧ください。経済環境部職員が共同住宅敷地内の駐車場端にごみ収集車を駐車しようとして後進させたところ、後方に駐車しておりました相手方車両の後方部にごみ収集車の後方が接触し、損傷を与えたものでございます。本件事故における過失割合は市側100%、相手方車両修理費に係る本市賠償額は65万7843円で、全額が本市加入の保険により補填されます。

次に、97ページを御覧いただきたいと存じます。

○報告第17号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

令和5年8月27日に発生した道路の管理の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。

事故の概要は、98ページを御覧いただきたいと存じます。相手方車両が市道区域を走行中、道路端に生じていた段差部分に同車両の左前方下部が接触し、損傷を与えたものでございます。本件事故における過失割合は、市側50%、相手方車両修理費に係る本市賠償額は4万5845円で、全額が本市加入の保険により補填をされます。

以上で、12月定例会に提出いたします議案等につきましての説明を終了させていただきます。

○委員長【米谷政久議員】　ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑等があれば、お伺いいたします。（「なし」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了いたします。

次に、議会側処理事項を議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【黒石正幸】　それでは、お配りしてございます議会運営委員会・議会側処理事項（11月22日）を御覧ください。

1、請願・陳情の受理状況につきましては、陳情が8件提出されております。内容は、配付いたしました資料のとおりでございます。

○委員長【米谷政久議員】　次に、請願・陳情の委員会付託についてを議題といたします。

提出されています陳情8件のうち、陳情第8号は、正副委員長といたしましては、趣旨、願意等が不明確で判断ができないため、議会日程に記載せず、全議員に文書表の配付にとどめることとし、また、陳情第9号から陳情第15号までについては教育福祉常任委員会に付託と考えますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【米谷政久議員】　御異議ありませんので、ただいまのとおり決定いたします。

次に、2、選挙管理委員及び補充員の選挙について、事務局から内容を説明いたします。

○議会事務局長【黒石正幸】　2、選挙管理委員及び補充員の選挙についてでございます。会派代表者会議において選出方法等を御協議いただき、人選を願った結果、11月20日の会派代表者会議において、議長から、選挙管理委員及び補充員被推薦者名簿（案）のとおり報告がございました。今後、12月定例会最終日に上程することになりますが、選挙の方法について御協議をお願いいたします。なお、従来は議長の指名推選によって行うことが例となっております。

配付いたしました選挙管理委員及び補充員被推薦者名簿（案）により御確認ください。

まず、選挙管理委員として、比々多地区、今井謙三さん、大山地区、高尾知幸さん、成瀬地区、高梨芳房さん、伊勢原地区、大矢太一さんの4人でございます。

次に、補充員につきましては、第1順位、高部屋地区、増田美奈子さん、第2順位、大田地区、市岡広美さん、第3順位、伊勢原地区、谷亀博久さん、第4順位、成瀬地区、重田浩光さんの4人でございます。

以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】　議会側処理事項については以上でございます。

ただいま説明した内容について、質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。選挙管理委員及び補充員の選挙につきましては、

従来どおり指名推選とし、議長から選挙管理委員及び補充員被推薦者名簿のとおり指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【米谷政久議員】 御異議ありませんので、本会議において、議長から選挙管理委員及び補充員被推薦者名簿のとおり指名いたします。よろしく願います。

次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【黒石正幸】 正副委員長と協議の上、付託表の案を2枚お配りしてありますので、御覧ください。

1枚目は11月28日分で、「議案第48号、伊勢原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については付託省略。期末手当の支給基準日が12月1日であり、11月中に採決を行う必要があることから、初日に質疑、討論、採決を行うものであります。

2枚目は12月5日分で、市長提出議案11件のうち、議案第51号については産業建設常任委員会に付託、議案第47号、議案第49号及び議案第50号、議案第52号から議案第58号までの10件については付託省略でございます。陳情は7件で、陳情第9号から陳情第15号までについて、いずれも教育福祉常任委員会に付託でございます。

以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】 ただいま説明した内容について、質疑、意見があればお伺いいたします。(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【米谷政久議員】 御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の日程についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。

○議会事務局長【黒石正幸】 会期の決定については、過日原案をお示しし、御了解いただいておりますので、その内容に基づいて日程案を作成し、お配りしてございますので、御覧いただきたいと思います。会期につきましては、11月28日から12月19日までの22日間でございます。

- ・ 11月28日 本会議 提案説明  
議案審議

(「議案第48号、伊勢原市職員の給与に関する条例等の一部を改

正する条例について」)

- ・ 11月29日 一般質問通告期限正午
- ・ 12月 5日 本会議 議案審議
- ・ 12月 7日 委員会 付託審査  
(産業建設常任委員会 午前9時30分)
- ・ 12月 8日 委員会 付託審査  
(教育福祉常任委員会 午前9時30分)
- ・ 12月13日 本会議 一般質問
- ・ 12月14日 本会議 一般質問
- ・ 12月15日 本会議 一般質問
- ・ 12月19日 本会議 最終日

以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【米谷政久議員】 御異議ありませんので、配付した内容で、11月28日の本会議において、議長からお諮りいたします。

本日予定した案件は以上であります。その他に何か発言があればお伺いいたします。(「なし」の声あり)

それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時16分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和5年11月22日

議会運営委員会  
委員長 米谷政久